

長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年長崎市条例第 47 号）

【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービスの「基本方針」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・ 軽費老人ホームにおいて、レクリエーション行事のほか「地域との交流行事」を行うことを追加
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための検討委員会の検討結果について、全職員に対して周知
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(基本方針)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業（<u>法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。</u>）に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>本市、地域包括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)</u>、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(生活相談等)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、<u>適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>附則</p> <p>(軽費老人ホームA型に係る基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事</u></p>	<p><u>内容を報告しなければならない。</u></p> <p>(生活相談等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、<u>適宜入所者のためのレクリエーション行事その他地域との交流行事を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について<u>職員に周知徹底すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>5 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、<u>本市、地域包括支援センター、老人の福祉を増進す</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	ることを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない

《暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）》

改正前	改正後
<p>(施設長の責務)</p> <p>第 2 2 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 1 2 条、第 1 4 条から前条まで及び次条から第 3 3 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第 2 2 条 (略)</p> <p>2 施設長は、職員に第 7 条から第 9 条まで、第 1 2 条、第 1 4 条から前条まで及び次条から第 3 4 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p><u>第 3 4 条 軽費老人ホームの設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。</u></p> <p><u>2 軽費老人ホームは、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p>